

西宮市障害児通所支援事業所向けQ&A（4月27日版）

質問No.	項目	質問	回答
1	開所について	緊急事態宣言が発令されたが、開所を継続すべきか（閉所すべきか）。	<p>感染症予防に留意した上で、利用者やその家族の生活を維持する観点から、原則としてサービスの提供を継続することを基本とします。</p> <p>ただし、クラスター発生のリスク軽減の観点から、サービス利用者に対しては、家族等の支援が得られるなど、居宅等で過ごすことが可能な方については、当該利用者の意向を十分に確認のうえ、利用の自粛に協力を求めることとさせていただきます。</p> <p>また、事業所での支援を継続することが困難と判断される場合には、法人指導課にご相談ください。</p>
2	開所について	新たな利用者を受け入れることが困難な状況であるが、どうすれば良いか。	<p>事業所での受け入れが難しい場合、他事業所の利用調整を検討する必要があるため、保護者に対し、障害児相談支援事業所や生活支援課（0798-35-3923）に相談するよう案内してください。</p> <p>なお、就学児については、他の事業所でも受け入れ調整が困難な場合、生活支援課に相談してください。当該障害児が通学する学校での受け入れを検討することとなります。</p> <p>就学児における利用調整のフローについては、3月3日付市通知別添のとおりです。</p>
3	開所について	4月10日付の市通知「『緊急事態宣言』発令に係る西宮市内指定障害児通所支援事業所の対応について（通知）」において、「保護者の就労等により支援が必要な障害児に対しては通所での受け入れを」となっているが、受け入れの理由は就労に限られるのか。	<p>就労はあくまで例示ですので、保護者の様々な事情を考慮していただくようお願いします。</p>
4	感染症予防について	利用者や従業者の同居家族が陽性となった場合、その利用者や従業員は濃厚接触者となるのか。また、当該利用者や従業員は事業所への通所を見合わせたほうが良いのか。	<p>濃厚接触者については保健所が特定した上で、濃厚接触者が利用していた事業所に連絡があります。濃厚接触者とされた利用者・職員については、自宅待機していただくとともに、保健所からの指示により対処することとなります。</p>

質問No.	項目	質問	回答
5	感染症予防について	事業所でのサービス提供にあたって、いわゆる「3密」（密室、密集、密着）を避けることが出来ないのだが、どうすれば良いか。	こまめな換気の実施、居宅での支援が可能な保護者に対し通所を控えるよう協力をいただくなど通所する利用者の調整、通所する利用者間の間隔を一定に保つなどといった可能な限りの感染症防止策の検討をお願いします。また、密集性を避けるため、学校施設の活用についてご検討いただくようお願いします。学校施設の活用については、Q6をご参照ください。
6	学校施設の活用	療育の実施にあたって、学校施設を活用したいのだが、どこに相談したら良いか。	西宮市立学校については、直接学校にお問い合わせください。また、県立芦屋特別支援学校を活用する場合は、西宮市生活支援課（0798-35-3923）にご相談ください。
7	職員の確保	看護職員の確保が難しいのだが、どうすれば良いか。	看護職員が不足する場合、訪問看護事業所や特別支援学校等の看護師の派遣をご検討ください。特別支援学校の看護師の派遣を希望される場合、西宮市教育委員会特別支援教育課(0798-35-3897)にご相談ください。
8	特例的な報酬算定	通所を自粛した児童に対し電話等により支援を行った場合の特例的な報酬算定の取り扱いは児童発達支援も対象か。	対象となります。 放課後等デイサービスと同様に、特例的な支援の実施（利用者負担の発生を含む）にあたって保護者に対し説明を行い、同意を得てください。健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行った内容について記録し、保管してください。
9	特例的な報酬算定	障害児に対し、電話等による支援を行った場合、報酬算定の上限回数はどうなるか。	通所を含めた報酬請求の上限回数は、市町村が定める支給決定量の範囲内になります。特別な事情があり、電話支援等を含めたサービスを、現在の支給決定量を超えて提供する必要がある場合、保護者に対し、計画相談を担当する障害児相談支援事業所（セルフプランの場合は西宮市生活支援課）に相談するよう伝えてください。

質問No.	項目	質問	回答
10	特例的な報酬算定	障害児が複数の事業所に通所している場合、それぞれの事業所が同一日に電話等による支援を行っても報酬算定は可能か。	1日に報酬請求できる事業所は1事業所のみとします。なお、いずれか1か所の事業所に支払われた報酬について、事業所間の協議により、按分等の方法で分配は可とします。 なお、通所している日に別の事業所が電話等による支援を行った場合も同様です。
11	特例的な報酬算定	(放課後等デイサービス) 学校の臨時休業期間中に登校日が設定された日の報酬は平日単価か、休日単価か。	休日単価で請求することとなります。
12	特例的な報酬算定	特例的な報酬請求の手段として、「メール、LINE(以下、メール等)」を活用した場合も対象となるか。	<p>・メール等による支援については、保護者の都合により電話対応が困難で、保護者がメール等による連絡を望んだ場合に限り、報酬算定対象となります。</p> <p>・このため、上記について保護者に確認したことを記録する他、利用者負担が生じることを含めメール等による支援を保護者に説明し同意を得たこと、健康管理や相談支援など実施したサービス内容を記録してください。</p> <p>・記録については、事業所の記録として5年間保存可能な状態で残してください。(メール等のやりとり画面を支援記録に貼り付けることは可ですが、アプリ上に入れたままの状態は記録の保管上認めません。)</p> <p>次の場合は支援はあくまで個々の状況に応じて行うものであることから、以下のような支援は報酬の対象としては認めません。</p> <p>・同一の内容をメール等で利用者へ送信する。(同一の内容を送信した場合であったとしても、それに対する保護者からの返事に個別に対応した場合は報酬の対象と認める。)</p> <p>・個別にメール等を送った後、保護者等から応答がなく、状況の把握を行わないままにしている。</p>